

2024年1月9日

一般社団法人日本鍛圧機械工業会
会員代表者 各位

一般社団法人日本鍛圧機械工業会
代表理事会長 北出 安志

「素形材産業における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画」の
周知徹底のお願い

物流は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要な社会インフラであり、素形材産業にとっても不可欠なものです。人手不足や低い労働生産性といった構造的な課題への対応のほか、カーボンニュートラルへの対応にも迫られています。

そのような中、2024年4月には、トラックドライバーに「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）が適用され、時間外労働の上限が年間960時間となるなど、いわゆる「2024年問題」に直面しており、これは一過性の課題ではなく、2030年度の輸送力不足の可能性も見据えて、荷主事業者、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支える環境整備に係る取組を進める必要があります。

私共、素形材産業に携わる業界においても、人手不足や労務費・エネルギーコスト等の価格転嫁等の取引適正化に関する課題を抱え、厳しい事業環境にある中で、例えば、燃料価格高騰の際の運賃の価格転嫁や、納品リードタイムの短縮に向けた取組等について、荷主事業者たる素形材事業者と物流事業者の関係だけで解決することは困難であり、サプライチェーン全体で取組を進めていくことが不可欠です。

こうした前提の下、政府から出された「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月2日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議）、「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（2023年6月経済産業省・農林水産省・国土交通省）の指針を踏まえて、素形材産業10団体として、発荷主事業者又は着荷主事業者の観点から、物流の適正化・生産性向上に向けて取り組むべき内容を本自主行動計画として定めることとなりました。

つきましては、当日本鍛圧機械工業会の皆様としても、本自主行動計画の趣旨を十分にご理解いただき、各社における貨物特性と物流事情、そして費用対効果を勘案した上で出来る限りこの自主行動計画の達成にご協力を賜りたく。何卒、宜しくお願い申し上げます。

以上